

奈良県告示第四百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和七年三月二十五日

奈良県知事 山下 真

一 施行者の名称

広陵町

二 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業広陵町流域関連公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十三年十二月一日から令和十四年三月三十一日まで

四 事業地

(一) 収用の部分

なし

(二) 使用の部分

昭和五十三年十二月奈良県告示第五百十五号、昭和五十六年六月奈良県告示第二百二号、昭和五十九年八月奈良県告示第三百三十九号、昭和六十二年九月奈良県告示第二百八十五号、昭和六十三年十二月奈良県告示第五百四号、平成元年九月奈良県告示第四百六十六号、平成二年七月奈良県告示第二百三十号、平成八年八月奈良県告示第二百十七号、平成十三年三月奈良県告示第六百号、平成十六年十月奈良県告示第三百七十二号、平成二十三年三月奈良県告示第四百三十六号及び平成三十年三月奈良県告示第五百七十三号の事業地のうち広陵町大字大塚字馬原部、字下野田、字砂子田、字壺丁田、字猿楽、字上野田、字北川原城、字内垣内、字東毛野、字下長田、字西川原城、字ケンキョ、字六ノ坪、字中長田、字岩坪、字南川原城、字油田、字黄丸、字清水坪及び字上長田、大字安部字笹柄、字五反田、字渕ヶ坪、字南笹柄、字砂子田及び字桑原、大字三吉字平ノ花及び字別尾、大字広瀬字ナモミダ、字インデン及び字フクキ、大字沢字縄瀬並びに大字大野字田中の全部を加え、広陵町大字大塚字三本松、大字安部字角田、字林及び字橋詰、大字三吉字杵ノ木、字サウ山及び字ス山西、大字広瀬字仁王前、大字萱野字日ノ祭及び字磯田、大字弁財天字加治屋、字袖藪及び字二之坪並びに大字寺戸字上池川において事業地を変更する。